

令和4年度第1回  
東大和市情報公開・個人情報保護審査会会議録

令和4年10月7日（金）

## 令和4年度第1回東大和市情報公開・個人情報保護審査会

### 1 日時

令和4年10月7日（金）午後6時から午後6時30分

### 2 場所

東大和市役所会議棟第6会議室

### 3 出席者

#### （1）審議会委員

① 会長	渡邊 眞一	出席
② 職務代理	原 與四雄	出席
③ 委員	池谷 一	出席
⑤ 委員	渡邊 隆	出席

#### （2）市長

尾崎 保夫

#### （3）事務局

① 総務部 矢吹部長  
② 文書課 阿部課長、吾郷係長、松本主任

#### （4）説明員

報告 文書課 阿部課長

### 4 議題

#### （1）会長及び職務代理者の選出

#### （2）審査会運営に関する協議について

#### （3）事務局からの報告

① 情報公開請求及び保有個人情報開示請求の現状について  
② 過去の東大和市情報公開・個人情報保護審査会答申について  
③ 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について  
④ 情報公開・個人情報保護審査会等委員交流フォーラムの参加

### 5 会議の公開

会議は公開により行った。

### 6 傍聴人数

0人

## <会議内容>

### 1 開会

#### ○矢吹部長

それでは時間よりも少し早いのですが、皆様お集まりでございますので、審査会をはじめさせていただきます。本日傍聴者がございますので、このまま会議を進めさせていただきます。それでは会議に先立ちまして、委員の出席状況について報告をいたします。

#### ○阿部課長

報告いたします。委員4名全員出席でございます。会議は成立しております。なお、審査会は5名以内をもって組織すると定められております。現在、1名欠員となっておりますが、弁護士会に人選を依頼させていただいている途中でございます。以上、報告を終わります。

#### ○矢吹部長

それでは、本日は令和4年10月1日から、新しい任期での最初の審査会となります。つきましては、会長が決まるまでの間、会議の進行を務めます総務部長の矢吹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 委嘱状の交付

#### ○矢吹部長

それでは、次第2の委嘱状の交付でございます。本来であれば、市長より、直接、審議会委員の皆様へ委嘱状をお渡しするところでございますが、本日新型コロナウイルス感染防止という観点から、対面での接触を極力避けるため、机上に置かせていただきました。ご了承をお願いいたします。

### 3 市長挨拶

#### ○矢吹部長

続きまして、市長からご挨拶がございます。

#### ○尾崎市長

こんばんは、本日はお忙しい中、東大和市情報公開・個人情報保護審査会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、東大和市情報公開・個人情報保護審査会委員への就任をお願いいたしましたところ、公私ともにお忙しい中、ご快諾をいただき、重ねて御礼を申し上げます。開示請求の状況としましては、令和3年度における情報公開請求及び、保有個人情報の開示請求は52件でありました。また、情報公開決定または保有個人情報の開示決定に対する審査請求につきましては1件ありましたが、審査請求が不相当で、却下する場合に当たるため、審査会への諮問事項はありませんでした。原則公開という条例の趣旨に則り、公開等の決定の判断を致しますが、請求対象文書の中には、個人に関する情報や、事業者等の第三者に関する情報など、非公開とする情報が含まれている場合があります。皆様にはその専門的なお立場から、こうした非公開情報をいかにして守っていくかについて、ご意見をいただければ幸いです。私は、市民に開かれた市政実現のためには、情報公開制度・個人情報保護制度の充実が欠かせないものと考えております。今後とも皆様のお力添

えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○矢吹部長

ありがとうございました。

#### 4 会長及び職務代理者の選出

○矢吹部長

それでは、次に次第4の審査会会長の選出についてお諮りいたします。情報公開条例第21条第6項におきまして、「会長の選出は委員の互選による。」となっています。いかがいたしましょうか。

○委員

渡邊眞一委員が適任と考えておりますので、お諮りいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

○矢吹部長

ただいま、渡邊眞一委員が会長に推薦されました。いかがいたしましょうか。よろしければ、拍手でご承認をお願い申し上げます。

○委員一同

(拍手)

○矢吹部長

それでは、渡邊眞一委員、一言ご挨拶をお願いいたします。

○渡邊会長

ご推薦いただきましたので、引き受けいたしますが、なにぶん高齢でありまして、微力ですので、力及ばないところあるかもしれませんが、委員の皆様にご助けられながら一生懸命やっつけようと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○矢吹部長

どうもありがとうございます。続きまして、職務代理者ですが、情報公開条例第21条第9項に「会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。会長、いかがいたしましょうか。

○会長

原與四雄委員をお願いしたいと思っておりますので、原委員を指名いたします。

○矢吹部長

それでは、今、指名ありました原委員、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○原委員

ただいま指名いただきました原でございます。もともと市の職員でございまして、社協の事務局長を経まして、現在は市内にあります、向台特別養護老人ホームを管理しているところでございます。微力ではございますが、会長を補佐していきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○矢吹部長

ありがとうございます。ここで市長はこの後公務のため、退席をさせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

## ○矢吹部長

それでは、この先の会議の進行を会長にお願いをいたします。会長、よろしくお願ひいたします。

## 5 審査会運営に関する協議について

### ○会長

それでは、次第5「審査会運営に関する協議について」を議題といたします。内容につきましては、事務局からご説明をお願いいたします。

### ○阿部課長

それでは、次第の5「審査会運営に関する協議について」でございます。お手元の資料の3ページ、資料2をお開きください。「会長の専決事項について（案）」をご覧ください。条例に基づきまして、会長の専決事項を定め、審査会の運営を効率的に進めるものでございます。内容は前の任期と同じ内容でございます。第1項は、会長の専決事項にしてはどうかという内容でございます。（1）審査請求人、参加人、または諮問庁から審査会に対して意見書、または資料の提出の申し出があった場合の承認、及び提出期限の設定についてなど記載のとおりでございます。第2項は会長専決事項について、異例その他特別の事情がある場合は、原則に立ち返り、審査会に付議することにしてはどうかというものであります。

次に4ページの資料3「会議の運営の細目について（案）」をご覧ください。規則に基づき会議の運営の細目を定め、審査会の運営を効率的に進めるもので、内容は前の任期と同じでございます。はじめに、1、審査請求に関する審査について、（1）諮問庁に対して求める資料の種類で、ア審査請求書の写しなど、記載のとおりでございます。（2）非公開又は部分公開と決定された行政文書の原本又はその写しの提示を求めて、審査するという原則とするものであります。（3）処分庁の職員の出席を求めて、意見又は説明を聴取することを原則とするものであります。（4）審査請求人には意見陳述の希望を確認し、意見陳述の申出があったときには、その機会を設けるものであります。期日や陳述の時間は、審査会が審査請求人の意見を聴いて決定するものであります。次に2、補佐人についてです。審査請求人又は参加人が審査会で意見陳述するにあたりまして、補佐人が同席する場合の手続を定めるものでございます。（1）審査請求人等があらかじめ補佐人の付き添いを申請した場合には、審査会の運営に支障がある場合を除いて、補佐人の付き添いを許可することといたします。6ページお開きください。こちら資料4でございますが、申請書の見本でございます。恐れ入ります、また元の5ページにお戻りください。（2）補佐人の人数は、審査請求人を含めて5人以内とし、会長が認められた時には、異なる人数を定めることができるといたします。（3）補佐人は、会長の許可がなければ、意見陳述の場で発言することができないとするものであります。次に、3、代理人による意見陳述の取扱いについて。審査請求が代理人によって行われたときは、代理人による意見陳述を認めることができるとするものであります。次に、4、会議及び会議録の公開について。（1）審査請求に関する審査については、条例の規定により、非公開とするものであります。（2）審査請求の審査でない場合、本日の会議のような場合には、公開とするものであります。（3）会議の傍聴に関しては、会長が別に定めることといたします。（4）会議録及び審査資料等は、会議を非公開とした場合を除いて、公

開することといたします。また、非公開とした場合でも、会長が特に必要と認めるときは、会議録及び審議資料等の全部又は一部を公開することができることといたします。説明は以上でございます。よろしくお申し上げます。

#### ○会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問、ご意見はありますでしょうか。ありましたらどうぞ。特にならなければ、それでは、「会長の専決事項について」及び「会議の運営の細目について」は、ただいま説明のあったとおり決定してよろしいでしょうか。

#### ○委員一同

異議なし。

#### ○会長

それでは、今後はこの内容に則り、審査会を運営していくことといたします。

### 6 事務局からの報告について

#### ○会長

次に、次第の6「事務局からの報告について」、事務局からお願いします。

#### ○阿部課長

それでは、事務局からの報告をご説明申し上げます。はじめに、次第（1）情報公開請求及び保有個人情報開示請求の現状についてであります。先ほど市長のご挨拶の中にも触れておりましたが、7ページをご覧ください。資料の5がございます。条例に基づき、この内容につきましては毎年度公表もいたしております。

次に（2）過去の東大和市情報公開・個人情報保護審査会答申についてでございます。9ページ以降に資料6として、諮問事項、あるいは答申の内容などにつきまして、まとめた表がございます。のちほどご覧いただければと存じます。

次に（3）東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子についてでございます。資料7、A3版をお開きいただきたいと存じます。はじめに左側の1、東大和市個人情報保護法施行条例（案）の制定の背景でございます。令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正されました。改正後は対象を問わず、法が直接適用されます。これまでは東大和市におきましては、市の条例で規定しておりましたが、直接法が来年の令和5年の4月からは適用されるということになります。それを受けまして、次に2でございます。基本的な考えでございますが、当市の個人情報保護の水準が保たれるよう、市独自の保護措置を加えまして、条例を制定していくものでございます。次に3の骨子であります。ただいまの基本的な考え方でございます市独自の保護措置などを中心にご説明申し上げます。右側の（3）をご覧ください。個人情報ファイル簿の作成及び公表は、1、000人以上の個人情報のファイルを対象に、法で新たに義務付けられます。（4）市ではこれまで任意代理人による請求を認めておりましたが、法で認めることとなります。特に必要と認めるときは、本人の意思を確認することができる旨の規定を設け、慎重に手続を行いたいと考えております。（5）市の情報公開条例と整合を図るために、法が規定するもののほか、不開示の情報を追加して整備をいたします。（6）法では、開示請

求から開示決定等までの期限を30日間、期限の延長は最大30日間としております。市では、開示請求から開示決定等までの期限を現在と同じ14日間を引き続き設定し、期限の延長は最大で30日間といたします。(7)手数料等は、市ではこれまでどおり無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は実費をご負担いただきます。また、生活保護の受給者である場合には、写しの作成に要する費用を免除することができるという規定を設けます。次に、※印でございます。行政機関等匿名加工情報制度は、特定の個人を識別できないように加工した個人情報をも民間企業等に提供できる法で定められた新たな制度であります。当分の間、都道府県・政令指定都市以外の地方公共団体、当市も該当いたしますが、任意であります。市では検討に時間を要するため、来年4月の条例の施行時点での導入を見送ることといたします。なお、先行して導入しております行政機関・独立行政法人では、この制度はあまり活用が進んでいない状況にあると聞いております。次に4、今後の予定とありますが、(1)東大和市個人情報保護審議会への諮問、(2)答申が7月、8月で済みました。(3)市議会全員協議会での説明が、9月に終わりました。(4)10月に入りまして、現在進行形でございますが、パブリックコメントを実施しております。今後(5)11月に開催されます第4回の市議会定例会に議案を提出し、(6)令和5年4月に条例を施行する、このようなスケジュールで今進めております。

最後ですが、次に(4)の情報公開・個人情報保護審査会等委員交流フォーラムの参加についてでございます。本日、席上にA4版のタイトルが「第20回情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラムの開催」というご案内がございますのでご覧ください。予算の関係で選択肢が2つあるのですが、どちらがよろしいかご協議をこの後よろしくお願い申し上げたいと思います。予算の関係上2名ということで、会長と事務局、あるいは委員と事務局、どちらがよろしいのか、ご協議をいただければと思います。説明は以上でございます。ありがとうございました。

#### ○会長

事務局からの説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いいたします。研修の関係のこれは決めることなのでしょうか。

#### ○阿部課長

今、申し上げましたようにお2人分の予算がございますので、今回は、会長あるいは委員の方、あと事務局が入らせていただく形になるのですが、どのような形で臨むか。

#### ○会長

どなたかご希望ありますか。

#### ○委員

会長にお願いできないですか。

#### ○会長

私はちょっと無理です。オンラインは得意ではないです。

#### ○吾郷係長

実際こちらの会議棟を、今予定しています。うちのほうでパソコン等設置させていただいて、こちらに来ていただいて受けていただくような形になります。

#### ○会長

そういうことです。どなたか希望があれば、委員の方どなたでもと思いますし、どうでしょう。これ全部会長というのではなくて、これは誰、これは誰ということでもいいのでしょうかね。

○阿部課長

ここは基本的にはお一人は通しでいうことで。

○会長

そうするとずっと一人でということですね。

○阿部課長

そうですね、約半日なのですけれども。午後の時間帯は2時から。

○会長

今度は10月28日ですか。

○阿部課長

そうですね、11月21日ですね。

○会長

すると10月28日というのは。

○阿部課長

そうですね、こちらが今の。

○会長

新しいの。そうですか、すみません。どなたか希望の委員がおられましたら。どうしてもいなければ私の方でやりましょうか。

○阿部課長

よろしくお願いします。

○会長

あと何かほかにありますかね。

## 7 閉会

○会長

以上を持ちまして、本日予定していました事項は、全て終了いたしました。他に何かありますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の「東大和市情報公開・個人情報保護審査会」を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項があれば、お願いします。

○阿部課長

本日は雨の中、またお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。次回の審査会の予定でございますが、現在のところ審査請求はございません。今後審査請求が発生して、審査会に諮問するということになりましたら、あらかじめ日程を調整させていただいて、開催のご案内をさせていただきます。その際は、時間帯等差支えがある、あるいは今日のこの時間の6時ぐらいがよろしいのか。あるいは午後の明るい時間帯でも大丈夫だよというような、ここでまだ確定ではないのですけれども、委員さんそれぞれの聞かせていただければ。



○会長

どうでしょうか。現状でいいですか。

○阿部課長

わかりました。ありがとうございます。では現状というご意見が多いということですので、基本的に現状でということで、また開催の日程調整などをさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。本日は大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。